

新型コロナウイルス感染症対策補正予算(第10号案) 入院患者受入医療機関支援等を実施します

区内における新型コロナウイルス感染症の新規患者数が11月中旬から急激に増加し、入院者数も増加しています。医療現場においては病床の確保が急務でありながら、一方では従事者への感染も発生するなど、緊迫した状況が続いております。このことから、医療提供体制の維持と医療崩壊の阻止を目的とした事業に要する補正予算案を会期中の第4回区議会定例会に提出します。

1 (仮称)入院患者受入医療機関支援事業

1億5.200万円

医療機関においては、感染症患者を受け入れる度に、医療従事者は治療や看護、患者の隔離作業、消毒作業等を行うとともに、院内感染を起こさないために日常生活にも細心の注意を払っています。入院患者が急増すると、医療従事者への負担が増すとともに、他の疾病よりも多くの人員配置が不可欠となります。このことから、専用病床と必要とされる医療従事者を確保するためにかかる経費の一部を助成し、入院患者受入数の維持、拡大を図ります。

補助対象	区内感染症診療協力医療機関 (病床数最大86床)
実施時期	令和2年11月~令和3年3月
補助額	1日のうちに、入院のために新型コロナウイルス感染症専用病床を利用した患者 1人当たり 10,000円を助成

2 (仮称) 医療機関に対する休業期間経営継続支援事業

3. 318万円

従事者の人数が少ない地域の医療機関では、複数の従事者が感染症患者又はその濃厚接触者になると一定期間の休業をせざるを得ない状況となります。特に発熱患者を診療し、PC R検査等を実施する医療機関の休業等は、検査を受けられる医療機関の減少となるだけでなく、医療機関の収益損失や風評被害などにも及ぶことがあります。このことから、業務を再開または業務を縮小して経営を継続するために必要となる経費の助成を行います。

補助対象	下記の要件を満たす新型コロナウイルス感染症に係る検査(PCR検査や抗原検査)を実施する区内の医療機関 ・東京都と行政検査実施(医療保険適用の検査)の委託契約をしている医療機関であること ・従事者が新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者となり、再開を前提として施設の休業をした診療所又は診療の縮小をした病院であること
実施時期	令和2年11月~令和3年3月
補助額	○診療所:1日につき 58,000円 ○病院:1診療科1日につき 182,000円 ※通常の休診日を除き引き続く10日間まで

【問い合わせ先】

杉並保健所健康推進課 TEL 03-3391-1355

総務部広報課 TEL 03-3312-2111